

3 都市計画区域について定められる都市計画(第十一條第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。)に関するものを含む。)は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならぬ。  
(平二二法七三・追加)

**参照条文** \*都市計画区域の整備、開発及び保全の方針—法二三①一・一五①一・二三①②③ \*区域区分—法七 \*土地利用—法八・十の二・十の三・十の四 \*都市施設—法一一 \*市街地開発事業—法一二・一二の二

**引用指針** \*都市計画区域の整備、開発及び保全の方針—都市指針Ⅲ—2—4……一六〇ページ・Ⅳ—1—1—2—1……一六九ページ \*都市施設の整備—都市指針Ⅳ—2—2—1—A—1—3……二五一ページ

(区域区分)

第七條 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- イ 首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地又は同條第四項に規

定する近郊整備地帯  
ロ 近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域又は同條第四項に規定する近郊整備区域  
ハ 中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域  
ニ 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの  
2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。  
3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。  
(平二二法七三・一部改正)

政令

(大都市に係る都市計画区域)

第三條 法第七條第一項第二号の大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。  
(平二三政九八・全改)

**参照条文** \*区域区分—法二三①②・一四②・一五①②・二三①②③・二九・三四③

- \*市街化区域—法一四②・四八・五七・八五
- \*都市再開発法二の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律三〇 生産緑地法三① 地法四①五・五①③ 租税

特別措置法三七 地方税法七〇三の三 農業者振興地域の整備に関する法律六③ \*市街化調整区域—法一四②・二九①②・三四・四三

引用指針

\*区域区分—都市指針Ⅲ—3—1……一六二ページ・Ⅳ—2—1—B……一七七ページ \*区域区分と都市施設—都市指針Ⅲ—4—2……一六五ページ \*区域区分と自然的環境に関する都市計画—都市指針Ⅲ—5—3……一六六ページ

適用指針

\*都市計画と農林漁業との調整措置について(平成一四年 農振一四五二号)……一三六八ページ \*都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について(昭和四五年建設省都計発一七号、建設省河都発一七号)……三八六ページ \*市街化区域および市街化調整区域における道路計画について(昭和四五年建設省道企発一七号)……三九六ページ \*農業者振興地域整備基本方針の変更に関する協議等について(昭和五一年建設省都計発二七号)……三五七七ページ \*都市再開発方針—都市再開発方針の策定とこれに基づく再開発の推進について(昭和五七年建設省都計発四三三号、都再発七一七号、都区発三三五号、住建発九六号、住街発四二二号)……三八七七ページ \*都市再開発方針—都市再開発法の一部改正について(昭和五六年建設省都再発三五号、住街発一八八号)記一……二八〇八ページ

(都市再開発方針等)  
第七條の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針(以下「都市再開発方針等」という。)で必要なものを定めるものとする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二條の三第一項又は第二項の規定による都市再開発の方針
- 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第四條第一項の規定による住宅市街地の開発整備の方針
- 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第三十條の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)以下「密集市街地整備法」という。)第三條第一項の規定による防災街区整備の方針

2 都市計画区域について定められる都市計画(区域外都市施設に関するものを含む)は、都市再開発方針等に即したものでなければならぬ。  
(平二二法七三・追加、平一五法一〇一・平一八法六一・一部改正)

引用指針

\*都市再開発方針等—都市指針Ⅳ—2—1—C……一七九ページ・Ⅳ—2—3……二六七七ページ